

○独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計画等の策定及び評価に関する規程

(平成 28 年 1 月 5 日施行)

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人労働政策研究・研修機構業務方法書（平成 15 年 10 月 1 日適用）第 35 条に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）における中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及び評価等の工程について定めることにより、適切かつ確実な計画策定及び評価等を行い、もって中期目標の達成を図ることを目的とする。

(中期計画等の策定及び評価等の体制)

第 2 条 中期計画等の策定及び評価等に関する内部協議は、経営会議で行うものとする。

2 経営会議の設置・運営に必要な事項については、別に定める。

第 3 条 中期計画等の策定及び評価等に関する重要事項を審議、助言等を得るため、外部有識者等で構成した総合評価諮問会議を設置するものとする。

2 総合評価諮問会議の設置・運営に必要な事項については、別に定める。

(中期計画等の策定)

第 4 条 理事長は、主務大臣が指示する中期目標に基づき、中期計画等策定に必要な事項を検討し、業務実績の評価及び中期計画等の達成状況を踏まえ、次期中期計画等の案を作成する。

2 中期計画等は、総合評価諮問会議の審議及び経営会議での協議を経て、理事長が決定する。

3 理事長は、前項の規程により決定した中期計画について主務大臣の許可を受けるとともに、許可を受けた中期計画は、公表するものとする。

4 理事長は、第 2 項の規定により決定した年度計画について主務大臣に届け出るとともに、公表するものとする。

(中期計画の変更)

第 5 条 中期計画等の変更にあたっては、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「中期計画等策定」とあるのは「中期計画等変更」と、「次期中期計画等の案」とあるのは「中期計画等の変更案」と、「中期計画」とあるのは「中期計画の変更」、「年度計画」とあるのは「年度計画の変更」と読み替えるものとする。

(中期計画等の進捗管理)

第 6 条 各部等の長は、中期計画等の進捗状況を適切に把握し、中期計画等を確実に達成するため、各年度の間時点において、理事長に対して中期計画等の進捗状況、課題等を報告するものとし、理事長は報告に基づいて中期計画等の進捗状況、課題等を確認する。

(中期計画等に基づき実施する業務の評価)

第 7 条 各部等の長は、各事業年度終了時に、理事長に対して当該事業年度の業務実績、当該業務実績に係る自己評価及び課題に対する改善方策並びに過去の主務大臣による評価及び独立行政法人評価制度委員会の意見等を業務運営の改善に反映させた結果（以下「業務実績等」という。）を報告するものとする。

2 中期目標の期間の最後の年度の直前の年度における業務実績等の報告は、前項の報告に加え、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績等を報告するものと

する。

- 3 中期目標の期間の最後の年度における業務実績等の報告は、第1項の報告に加え、中期目標の期間における業務実績等を報告するものとする。

第8条 理事長は、前条に定める報告を踏まえ、業務実績及び自己評価等を総合評価諮問会議に諮り、意見を聴取した上で、経営会議の協議を経て、自己評価を決定する。

- 2 理事長は、業務実績及び自己評価を取りまとめた業務実績等報告書を主務大臣へ提出するとともに、公表する。

- 3 中期計画等に基づき実施する業務の評価に必要な事項については、別に定める。

(評価結果の反映)

第9条 理事長は、前条の業務実績等の自己評価、主務大臣による評価及び独立行政法人評価制度委員会の意見等を、中期計画等の策定、業務運営の改善、機構内の資源配分その他の機構の経営に適切に反映し、活用するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

- 2 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

附 則

この規程は、平成28年1月5日から施行する。